

川崎市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務について、次のとおり委任させましたので、同法第171条第4項後段の規定により告示します。

委任させた者の職	委任させた事務の範囲	委任させた期間
財政局かわさき市税事務所 市民税課金銭出納員	かわさき市税事務所において収納した収納金を、現金入出金機(紙幣や貨幣を金融機関へ払い込むための機器をいう。)により、指定金融機関等へ払込みを行う場合の払込金の出納保管事務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
財政局みぞのくち市税事務所 市民税課金銭出納員	みぞのくち市税事務所(こすぎ市税分室を除く)において収納した収納金を、現金入出金機(紙幣や貨幣を金融機関へ払い込むための機器をいう。)により、指定金融機関等へ払込みを行う場合の払込金の出納保管事務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
財政局みぞのくち市税事務所 こすぎ市税分室金銭出納員	みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室において収納した収納金を、現金入出金機(紙幣や貨幣を金融機関へ払い込むための機器をいう。)により、指定金融機関等へ払込みを行う場合の払込金の出納保管事務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
財政局しんゆり市税事務所 市民税課金銭出納員	しんゆり市税事務所において収納した収納金を、現金入出金機(紙幣や貨幣を金融機関へ払い込むための機器をいう。)により、指定金融機関等へ払込みを行う場合の払込金の出納保管事務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

令和8年4月1日

川崎市長 福田 紀彦